

定めをおいた公益法人の所管の行政庁は、内閣総理大臣となる。そのため、現在、都響は都所管の公益財団法人として公益認定を受けているが、定款を変更して都外においても活動することと定めた場合、所管の行政庁は内閣総理大臣となる。

【参考】「新たな公益法人制度への移行等に関するよくある質問 (FAQ) 平成 27 年 4 月版」内閣府 問 1-9-①より抜粋】

問 1-9-①
(公益認定申請先行行政庁)
公益認定の申請先が内閣総理大臣か都道府県知事かは、どのようにして決まるのでしょうか。

中略

3 具体的には、現在の主務官庁が国の機関か地方自治体かにかかわらず、①2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する公益法人、②公益目的事業の実施区域を定款で定める場合に2以上の都道府県の区域内において行う旨を定める公益法人は内閣総理大臣、それ以外の公益法人はその事務所が所在する都道府県の知事が行政庁となります。また、公益目的事業を国内のほか海外でも実施する旨定款で定める公益法人は、内閣総理大臣が行政庁となります。

中略

4 (2) 事業を行う地理的範囲の意義
事務所が一の都道府県の区域内だけにとどまる場合であっても、例えば芸術団体で他の都道府県でも興行している法人、学術団体や産業団体で他の都道府県からも幅広く社員、会員を組織し、全国規模又は広域での学術や産業の発展を図るなど、達成すべき目的が一の都道府県内に限定されない法人は、2以上の都道府県において事業を実施するものと考えられますので、定款で他の都道府県を含めて公益目的事業の実施区域を定めるようにして下さい。

一方で、公益目的事業を2以上の都道府県で行う定款の定めのある法人について、当該定款が実態を伴わない場合には、実態に合わせた申請の指導を行います。
(注) 文中の下線は監査人が追加している。

一方、都響が、海外公演の活動趣旨について、クラシック音楽の本場であるヨーロッパでの公演を行うことや、世界的に名高い音楽祭に出演することは、楽員の技術向上や都響の今後の国際的な評価に繋がりが、ひいては都内における

都響の活動(集客、出演交渉等)に好影響を与えるものであることは理解している。

都響によると、定款において海外で事業を実施する旨を記載していないのは、他の公共団体や施設などから依頼されて他道府県や海外で実施する公演は、その都度依頼によって時期や場所も異なる単発的に実施する事業であると判断していることとであり、定款への記載の有無について都民生活部に問題がないことを確認した上での判断であるとのことである。

しかし、他の道府県や海外でも興行し、達成すべき目的が都に限定されない法人は、定款で他の道府県や海外を含めて公益目的事業の実施区域を定めるべきであり、公益認定について、原則的には内閣総理大臣の認定を受けるべきではないか、という疑問が生じるが、監査人としては、公益法人制度上の取扱いに関する判断を行う立場にはないことから、このような疑問についての指摘・意見を差し控えることとした。

(4) 楽器購入資金貸付金について

都響は、楽器購入資金貸付規程に基づき、楽員に対して楽器購入資金貸付事業を実施している。楽員が演奏の質に見合った高価な楽器を取得するため、低利で資金を貸し付けることによって楽器取得を支援し、もって音楽芸術普及活動をサポートするための事業である。

都響は、同規程に基づいて貸付け、回収に係る実務を実施している。原則として給与天引きにより返済を受けるため、回収が不能となるリスクは低く、事業開始から現在まで貸倒れが発生した実績はない。

一方、同規程では、1回当たりの貸付額には限度額が定められているが、同一楽員に対する貸付総額の限度額は定められていない。

監査の結果、1回の貸付けに当たり楽器ごとに定められた限度額(最大5,000千円)は遵守されていたが、同一楽員に対して複数の貸付けを実施しており、その内訳には同規程第4条一ただし書きに定められるとおり理事長の承認を得て限度額以上の貸付けを受けている者も含まれ、貸付額が高額となっている事案が検出された。

【(参考) 公益財団法人東京都交響楽団楽器購入資金貸付規程 (一部抜粋)】

第4条 貸付金は10万円を単位とし、次の各号に定める金額を限度として貸付けるものとする。

一 普通貸付

次のイからチまでに掲げる貸付の区分に応じ、それぞれイからチまでに掲げる金額。ただし、理事長が特に必要と認める場合は、理事長が定める金額

イ	ヴァイオリン	500万円
ロ	ヴィオラ	500万円
ハ	チェロ	500万円
ニ	フルート	80万円
ホ	クラリネット	80万円
ヘ	オーボエ	250万円
ト	フエツト	250万円
チ	弦楽器の弓	250万円

(意見2-52) 楽器購入貸付資金の個人別貸付限度額について

都響は、低利で資金を貸し付けることにより楽器取得を支援し、もって音楽芸術普及活動をサポートするため、楽員に対して楽器購入資金貸付事業を実施している。都響は、楽器購入資金貸付規程に基づいて貸付け、回収に係る実務を実施している。

監査の結果、1回の貸付けに当たり楽器ごとに定められた限度額(最大5,000千円)は遵守されていたが、同一楽員に対して複数の貸付けを実施しており、高額となつている事案が検出された。楽器購入貸付資金は原則として給与天引きにより返済を受けるため回収が不能となるリスクは低く、事業開始から現在まで貸倒れが発生した実績はないが、貸付総額があまりに高額となつた場合には退職時に残額の一括返済が必要となり、回収不能となるリスクがあるため、回収不能リスクの観点から、また低利貸付けに対する公平性の観点から、都響は適切な限度総額を設定することとされたい。

(5) 固定資産の現物照合について

固定資産は、取得後長期間にわたり使用することが想定されるため、損害や紛失などが生じていないことを確かめるために、定期的・継続的に現物を確認することが必要である。固定資産の現物照合は、固定資産の現物を確認し、また物理的な劣化や損害などを把握するために重要な手続である。

この点、公益財団法人東京都交響楽団財務規程第43条2において、固定資産の現物照合について規定されており、「固定資産管理責任者は、毎事業年度又は必要と認めるときは、固定資産の現状を調査し、固定資産台帳との照合を行わなければならない」と定めている。

ここで、平成26年度における現物照合結果を質問したところ、事務局職員2名で固定資産台帳を読み上げの上、現物と突合する作業を行ったものの、台帳どおりであったことから突合の記録は残していないとの回答を得た。

しかしながら、固定資産の現物照合の結果が残されていない場合、現物照合が実施されているか客観的に把握することができず、網羅的に固定資産の実在性が確認されたことを事後的に検証することが困難となるほか、固定資産の盗難など、不正に流用された場合に発見が遅れようリスクがある。したがって、適切に現物照合を実施したことを事後的に確認できるよう、固定資産の現物照合結果を帳票として作成し、保存する必要がある。

(指摘2-7) 固定資産現物照合結果について

都響では、平成26年度における固定資産の現物照合結果を確認できる資料が保存されていなかった。

都響においては、決算に先立ち固定資産台帳を出力し、事務局職員2名で固定資産台帳を読み上げの上、現物照合を実施している。結果として、現物と台帳とはすべて一致していたとのことであるが、当該照合結果について客観的に確認することができないため、網羅的に固定資産の実在性が確認されたことを事後的に検証することが困難になることや、固定資産の盗難など、不正に流用されても発見が遅れようリスクがあることから、適切に現物照合を実施したことが確認できるよう、固定資産の現物照合結果を帳票として作成・保存することとされたい。

(6) 特定契約 (特命随意契約) について

都響は、都の監理団体である以上、各種の契約を締結する際には、一定の競争性と透明性の確保が求められる。

この点、「東京都監理団体指導監督基準」において、契約の締結方法が定められている。東京都監理団体指導監督基準では、監理団体の契約締結方法を定めるに当たり、競争契約を最初に定義した上で、競争契約を行うことが合理的ではない場合に他の契約により締結するものと定めている。このようなことから、監理団体における契約は、競争原理に基づいた競争契約が原則であると考えられる。

表 D6-10-8 契約方法の定義

契約方法	定義
競争契約	契約相手方となりうる者が複数いる競争性を確保した契約
独占契約	特許、著作権等の関係により、契約相手方が唯一の契約
緊急契約	緊急の必要により競争契約を行う暇がなく、一者とのみ契約手続を行う契約
少額契約	契約金額が少額なため、一者とのみ契約手続を行う契約
特定契約	適切な契約相手方が一者しかいない契約等、その他の契約のいずれにも該当しない契約

(「東京都監理団体指導監督基準」より監査人が作成)

特定契約は、競争原理によらずに、任意に特定の二者を選定して、その者と契約を締結するものであり、都の特命随意契約と趣旨を同じくする契約方法である。特定契約も、競争原理に基づかない点で、競争契約に係る手続の時間を省き、能力や信用等の調査も含めて、業者の選定を容易にする点でメリットがある。

しかしながら、その反面、特定の業者に限定する必要性のない業務や物品について、安易に特定契約を用いた発注を行えば、本来は競争性を確保すべき契約が、不適正な価格によって締結されるというデメリットを内包している。

都響においても、原則的には「公益財団法人東京都交響楽団財務規程」において、「3人以上(やむを得ないと認められる事情があるときは、2人)の者から見積書を徴さなければならぬ」とし、特定契約を締結できるのは限定された場合である旨が規定されている。

【(参考) 公益財団法人東京都交響楽団財務規程実施細目 (一部抜粋)】

第20条 財務規程第51条第1項の規定に基づき、随意契約の方法による場合は、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、3人以上(やむを得ないと認められる事情があるときは、2人)の者から見積書を徴さなければならぬ。ただし、次の各号に該当する契約については、1人の者から見積書を徴し、又は見積書を徴さないことができる。

- 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあたっては、予定賃借料の年額又は総額)が次の各号に掲げる額を超えないものとするとき。
- ア 工事の請負 250万円
- イ 固定資産又は物品の売払い 50万円
- ウ 固定資産又は物品の貸付け 30万円
- エ 前各号に掲げるもの以外のもの 100万円
- 二 不動産の買入れ又は借入れその他の契約でその性質又は目的が2人以上の者から見積書を徴するに不適しいものとするとき。
- 三 緊急の必要により、見積書を徴する暇がないとき。
- 四 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- 五 見積書を提出するものがないとき又は次条の規程により契約の相手方を決定できないとき。

ここで、都響の発注に関する契約種類別における契約件数は、表 D6-10-9 のとおりである。

表 D6-10-9 発注に関する契約種類別の件数及び金額

契約種別	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札	1件 (0.0%)	-千円 (0.0%)	1件 (0.0%)	-千円 (0.0%)	1件 (0.0%)	-千円 (0.0%)
	1件 (0.0%)	-千円 (0.0%)	1件 (0.0%)	-千円 (0.0%)	1件 (0.0%)	-千円 (0.0%)
少額契約	4,731件 (1.5%)	6,526千円 (1.6%)	41件 (20.7%)	49,692千円 (13.8%)	112件 (54.1%)	19,963千円 (54.1%)
	35件 (20.8%)	41件 (20.7%)	41件 (20.7%)	41件 (20.7%)	112件 (54.1%)	19,963千円 (54.1%)
随意契約 (特命以外)	47,206件 (14.7%)	56,670千円 (13.8%)	14件 (7.1%)	11件 (5.3%)	11件 (5.3%)	11件 (5.3%)
	12件 (7.2%)	14件 (7.1%)	14件 (7.1%)	11件 (5.3%)	11件 (5.3%)	11件 (5.3%)
特定契約 (特命契約)	269,566件 (83.8%)	346,182千円 (84.6%)	143件 (72.2%)	273,097千円 (75.9%)	84件 (40.6%)	84件 (40.6%)
	121件 (72.0%)	143件 (72.2%)	143件 (72.2%)	273,097千円 (75.9%)	84件 (40.6%)	84件 (40.6%)
合計	321,504件 (100.0%)	409,379千円 (100.0%)	409,379件 (100.0%)	359,753千円 (100.0%)	207件 (100.0%)	207件 (100.0%)
	168件 (100.0%)	198件 (100.0%)	198件 (100.0%)	207件 (100.0%)	207件 (100.0%)	207件 (100.0%)

(都響作成資料より監査人が作成)

表 D6-10-9 のように、都響においては、競争入札が 1 件もなく、特定契約が全体の金額の約 8 割を占めている状況である。
 そのため、監査人は、都響における平成 26 年度の特定契約の理由書を検討したところ、表 D6-10-10、表 D6-10-11 のとおり、合理的な理由とは認め難い特定契約、あるいは特定契約を締結する上での課題が検出された。

表 D6-10-10 特定契約に関する検出事項①

契約件名	2015 年度楽季会員継続業務の実施について
内容及び検出事項	<p>【内容】 現都響会員に対して、会員継続案内書類一式の作成、発送、返信用紙の受取り、報告業務を委託するもの。</p> <p>【契約の種類】 特定契約</p> <p>【契約金額】 1,624,452 円（うち消費税 120,329 円）</p> <p>【特定契約希望理由】 当該業者は、都内に業務推進センターを設置し、発送・作業代行、キャンペーン事務局代行、プリントオンデマンド、個人情報の保管・管理業務をこの業務推進センターで一括して取り扱う体制を整えている業者である。これら個人情報の取扱いを一か所で集中管理できる体制を整えていることは大きな利点であり、加えてオンラインバンナーも取得し、個人情報の取扱いについて厳重な対応ができる。さらに、2014 年度前期・後期会員継続の際にも同様の業務を受託しており、十分な実績を持っている。</p> <p>【検討事項】 ① 特定契約希望理由によれば、「個人情報の取扱いを一か所で集中管理できる体制を整えていることは大きな利点であり、加えてオンラインバンナーも取得し、個人情報の取扱いについて厳重な対応ができる」ため、当該業者との特定契約を希望している。しかしながら、当該要件を満たす業者は 1 社に限られない可能性が高く、特定契約とする合理的な理由にはならないと考える。 ② 特定契約希望理由によれば、過去に同様の業務を受託しており、十分な実績があることも理由としているが、このような理由による特定契約を認めることは、ともすれば相手方が固定され、契約自体が情実左右されること等により、競争性や公正性の確保を損なう可能性があるため、合理的な理由にならないと考えられる。</p>

表 D6-10-11 特定契約に関する検出事項②

契約件名	2015 年度楽季定期演奏会会員券販売使用ポスターインゾウの実施について
内容及び検出事項	<p>【内容】 平成 27 年度定期演奏会会員券の販売について、ポスターインゾウ（宛名のない DM 仕様宣伝物の送付）を実施するために委託する契約。</p> <p>【契約の種類】 特定契約</p> <p>【契約金額】 2,995,920 円（うち消費税 221,290 円）</p> <p>【特命理由】 当該業者は、配達先に対する独自データベースを基にした町丁目単位のエリア指定が可能な「エリアダイアログ」サービスを提供しており、都響側で仮説を立てた潜在顧客層を、例えば年齢、家族構成、購買志向、世帯年収等のチェックシートにより選択、エリアを絞った配達が可能で唯一の業者である。さらに、潜在顧客層に訴求するためのメッセージ検討、クリエイティブ制作、配達までワンストップで委託が可能であり、本件事業の目的を効率的かつ効果的に達成可能である。</p> <p>【検討事項】 特定契約希望理由によれば、「年齢、家族構成、購買志向、世帯年収等のチェックシートにより選択、エリアを絞った配達が可能で唯一の業者である」との記載があるが、「唯一の」業者であると具体的に検討された過程が残されていない。「唯一」とする根拠が残されていない場合、委託契約に関する調査が適切に実施されたかどうか不明であり、また、その理由の合理性を判断することが困難となるため、当該根拠を残す必要があると考えられる。</p>

(指摘 2-8) 特定契約 (特命随意契約) について
 都響は、都の監理団体であることから、効率性や公共性の観点から、競争性と透明性を確保した上で契約の締結がなされるべきであり、安易な理由による特定契約の締結を認めるべきではない。しかしながら、平成 26 年度の特定契約のうち、合理的な理由に乏しい契約 2 件が認められる。契約は競争入札によることが原則であることから、例外的な方法である特定契約を締結する際には、効率性・公共性の観点から特命理由の妥当性を厳密に検討・決定し、これに関する資料を保存することとされたい。

(7) 在庫の保有方針について

都響では、都民への音楽の普及活動の一環として、CD及びDVDの販売業務を行っている。平成24年度から平成26年度における当該業務の売上実績及び在庫金額は、表D6-10-12のとおりである。

表 D6-10-12 商品売上・残高の推移

(単位：円)

年度	商品売上	商品残高
平成 24 年度	1,622,438	2,875,942
平成 25 年度	1,110,097	2,671,559
平成 26 年度	518,449	2,583,021

(都響決算書より監査人が作成)

ここで、平成26年度貸借対照表における、商品勘定の内訳を確認したところ、購入日から平成26年度決算日までの長期間、購入価格により商品として計上されているCD及びDVDが存在する。

これら滞留在庫の存在は、一般的に、資金繰りの悪化、盗難リスクの増加、保管・管理コストの増加、棚卸等作業に係る人件費の増加などのリスクがあるため、早急に改善されるべきである。今後は滞留する在庫が生じないよう、適正な保有水準を明確にし、在庫保有方針を策定することによって、在庫リスクの軽減に努めるべきである。

なお、これらの滞留在庫については、公益法人会計基準に従い、時価による評価を行うなど、収益性の低下の反映について検討が必要である。

(意見2-53) 在庫の保有方針について

都響の平成26年度貸借対照表における商品勘定には、購入日から平成26年度決算日までの長期間、購入価格により商品として計上されているCD及びDVDが存在する。これら滞留在庫の存在は、一般的に、資金繰りの悪化、盗難リスクの増加、保管・管理コストの増加、棚卸等作業に係る人件費の増加などのリスクがあることから、今後は滞留する在庫が生じないよう、適正な保有水準を明確にし、在庫保有方針を策定することによって、在庫リスクの軽減に努めることとされたい。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 八九〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001



この用紙は、再生紙のうえ
 リサイクルできます。